

市立札幌清田高等学校 いじめ防止基本方針

1 基本方針の策定

いじめの問題への対応は、社会における最重要課題の一つである。「いじめ防止対策推進法」並びに「子どもの権利条例」「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」を踏まえ、本校の実情に応じた基本方針を策定し、それに基づき学校の組織を中核として、いじめの防止等の対策を推進する。

2 いじめの防止等の基本理念

国ではいじめ防止対策推進法第11条1項の規定に基づき策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」の中で、以下のとおり、いじめの防止等の基本理念を掲げている。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

※国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より抜粋

3 いじめの定義

いじめ防止対策推進法では、以下のとおり「いじめ」を定義している。

◆いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

4 いじめについての基本的理解

◆具体的ないじめの態様

- *冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- *仲間はずれ、集団による無視をされる
- *軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- *ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- *金品をたかられる
- *金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- *嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- *パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

※国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より

5 学校の方針

いじめは、いじめを受けた生徒等の権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。生徒等の尊厳を保持するために、いじめの防止、いじめの早期発見、及びいじめへの対処に、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携の下、取り組む。

6 基本的な考え方

- ・異なる個性を尊重し、お互いを高め合う人間関係を重視する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体、クラス全体に醸成する。
- ・学校教育活動全体を通じていじめ防止推進等に計画的に取り組む。
- ・生徒面談等により生徒理解の深化に努める。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談によりいじめの早期発見に努める。
- ・いじめの問題について教職員間で情報を共有し共通理解を図る。
- ・いじめ問題に対する生徒の自主的活動を推進する。
- ・関係機関と連携を密にし、情報交換に努める。

7 重点的な取組

(1) いじめの未然防止

教育活動全般を通じて、互いの個性や人格を認め合い尊重する人間性・社会性を養う。

ア 言語活動の充実を図り、コミュニケーション能力を伸長する。

イ 自己肯定感を高め、他人を尊重する態度を養う。

ウ 生徒会活動等を通して規範意識、帰属意識を高め、「いじめは絶対に許さない」という意識を涵養する。

エ スクールカウンセラーによる講演会を実施する。(各年次)

オ ネット社会における情報モラル教育を実施する。

カ 「相談連絡会」による幅広い情報の収集と共有する。

(2) いじめの早期発見

定期的・日常的な生徒観察を励行し、細かな変化を見逃さず、情報を共有して迅速に対応する。

- ア 個人面談（保護者面談）、教育相談、スクールカウンセリング
- イ 本校独自の「いじめに関する意識調査」の実施（8月）
- ウ 「相談連絡会」による個別事案に対する検討
- エ ネットパトロールの活用
- オ スクールカウンセラーの活用

児童生徒、保護者、教職員等が心の専門家であるスクールカウンセラーにいつでも気軽に相談ができるよう、スクールカウンセラーを配置し、各学校の相談体制が充実するよう努める。また、スクールカウンセラーの役割や活用方法について周知する。

◆スクールカウンセラーの役割

- *教職員と協力し、心理的な側面から子ども理解を進め、担任教員等が児童生徒一人一人に適切な支援ができるよう専門的な助言をすること。
- *必要に応じて、各学校におけるいじめの防止等のための組織に参加し、より実効的にいじめの問題を解決すること。
- *いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響等について、専門的な視点から児童生徒、教職員、保護者に伝え、いじめの防止等の重要性を啓発すること。

カ スクールソーシャルワーカーの活用

いじめの背景として、児童生徒が置かれている家庭環境に問題がある場合などには、その解決に向けて、必要に応じてスクールソーシャルワーカーを学校や家庭に派遣できるよう、その体制づくりが一層充実するよう努める。

また、スクールソーシャルワーカーをより有効に活用することができるよう、その役割や成果について周知する。

◆スクールソーシャルワーカーの役割

- *学校及び関係機関が開催するケース会議等に参加し、支援体制をつくること。
- *家庭、学校、関係機関へ働きかけ、いじめの背景となっている課題を改善すること。
- *教職員に対し、児童生徒の指導における福祉に関する情報提供を行うとともに、教職員の福祉的な働きかけに関する資質向上を図ること。

キ いじめに関する電話等相談窓口の周知

(3) いじめへの対処

些細なことでもその場で必ず指導し、当該年次・生徒指導部に報告し、「いじめ防止対策委員会」を中核として、迅速かつ組織的に対応する。

いじめの疑いを把握した場合は、「いじめ防止対策委員会」で速やかに対応するため、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求めること。その場合、定例の会議で再度確認すること。

- ア 「報告、連絡、相談」の徹底
- イ 家庭（保護者）、地域、関係機関との連携

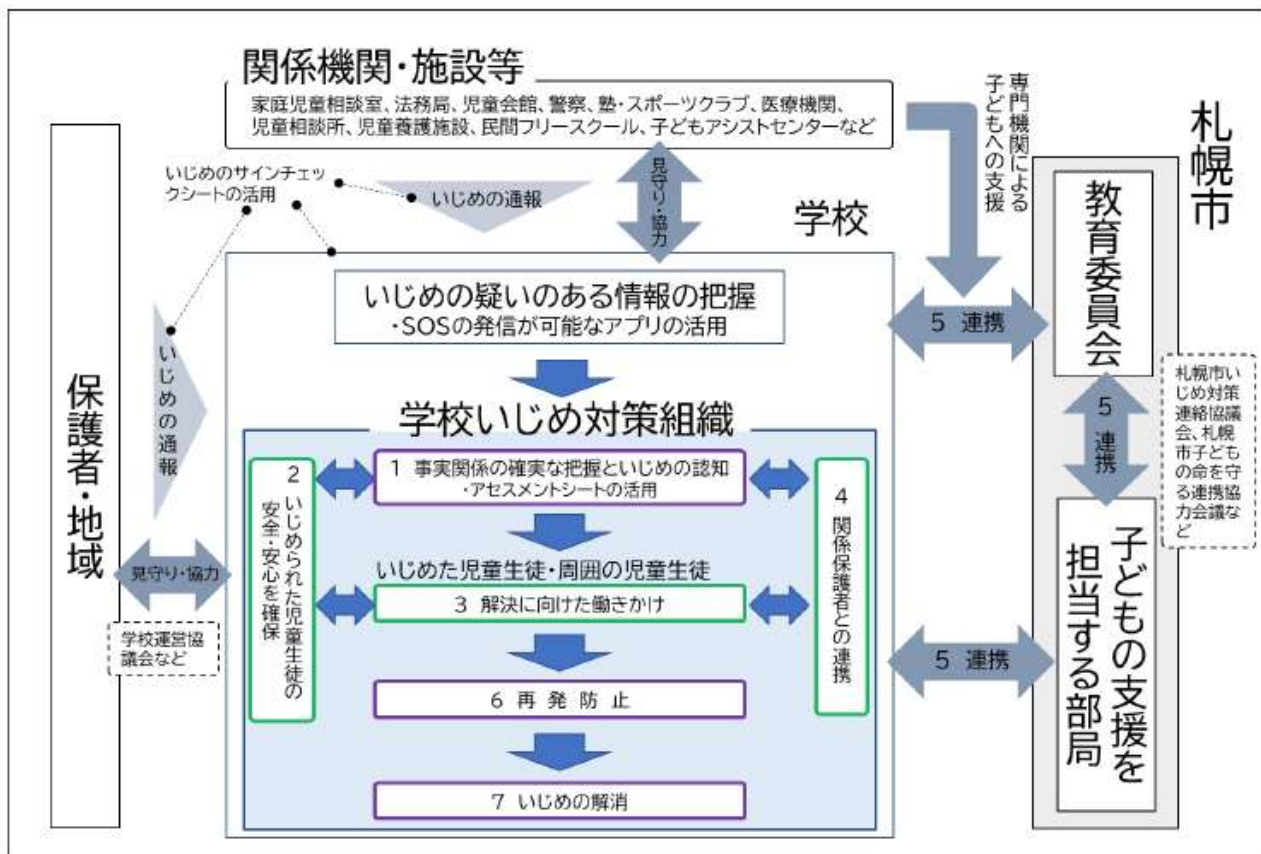
- ウ 「いじめ防止対策委員会」による個別事案に対する対応
- エ 本人からの訴えの場合もいじめと判断し対応
- オ 再発防止への方策を確定

8 対策組織

- (1) 「いじめ」対策のため「いじめ防止対策委員会」を設置する。委員長は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下、行う。校長が不在時は教頭が、教頭も不在の時は主幹教諭が代理を務め、後日、責任者である校長に報告し決裁を得る。
- (2) 委員構成は、校長・教頭・主幹教諭・生徒指導部長・総務部長・総務副部長（教育相談）・教務情報部長・年次主任・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員（当該生徒の担任又は顧問）を必須とし、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの外部専門家等や地域の関係者などとする。
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」に則った取組を主管し、いじめ事案対応の中核を担う。
- (4) 会議の開催予定日を「生徒指導年間計画（教育課程編成等に関する諸届用紙E表）」に位置付け、定例の会議を月に1回開催する。
定例会議の際には「相談連絡会（校内学びの支援委員会）」としての機能を有し、特別配慮の必要な生徒等の情報交換や対応について協議する。
- (5) 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- (6) いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、「いじめ防止対策委員会」の会議を必ず開催する。
- (7) 「いじめ防止対策委員会」の会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。また、いじめに関する個別の対応状況に関する記録については、生徒の進級・進学や転学に当たって、次の年次・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- (8) 「いじめ防止対策委員会」は自殺や自殺未遂が発生した場合において、校長のリーダーシップの下、「校内連携型危機対応チーム」として組織的に、危険度に応じた対応を行う。

9 いじめ事案発生時の対応

- (1) 日常の取組（いじめの未然防止）
- (2) 事実確認（年次、生徒指導部中心に全校で連携）
- (3) いじめを受けた生徒のケア（スクールカウンセラーと連携）及び保護者への支援（家庭訪問）
- (4) いじめを行った生徒への指導（生徒指導部と連携）、保護者への助言（家庭訪問）
- (5) 教育委員会への報告（管理職）
- (6) 場合により、警察署等関係機関に相談・報告
- (7) 経過観察・事後指導
- (8) 重大事態の場合は、教育委員会の指示に従う
- (9) 対応に関して時系列で記録（教頭、生徒指導部）



10 重大事態への対応

「重大事態」とは、以下のとおりである。（国の「いじめの防止等のための基本的な指針」より）

- (1) 生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、次のようなケースが想定される。
 - ア 児童生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより生徒等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
- (3) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

学校は、いじめの重大事態に対処し、同種の事態の発生防止に資するため、速やかに適切な方法で事実関係を調査し、適切な指導を行うため、関係機関（教育委員会・議会・市長・警察等を含む。）と連携する。

また、緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる懸念される事案については、速やかに、教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

いじめ防止対策推進法における重大事態発生後の対応フロー

<市立学校> 重大事態の発生

(1) 重大事態発生への報告

- 市立学校より教育委員会へ
- 教育委員会から市長へ

(2) 調査主体の判断

- 教育委員会が経緯や事案の特性等により判断

市立学校に弁護士等の専門家を加えた調査組織による調査

教育委員会の附属機関による調査（札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会）

(3) 調査の実施

- 調査主体から教育委員会へ調査結果の報告

(4) 調査結果の提供・報告

- 教育委員会又は学校からいじめられた児童生徒及び保護者に対し情報提供
- 情報提供後、教育委員会から速やかに市長に報告
- いじめられた児童生徒又はその保護者からの調査報告書に対する所見をまとめた文書があれば調査結果に添付

必要に応じた再調査の実施

- 市長が必要と認めるときには「札幌市子ども・子育て会議」において再調査を実施

(5) 調査結果の公表

- 国のガイドラインに基づき調査結果を公表

再調査結果の提供・報告

- 再調査の結果を、いじめられた児童生徒及び保護者に対し情報提供
- 市長から議会に再調査の結果を報告

(6) 調査・再調査の結果を踏まえた措置

- 市長及び教育委員会は、同種の事態の発生防止のための必要な措置を実施

(7) 学校と教育委員会における取組の検証

- 調査結果等による再発防止策等の提言が実行されているか、検証を行う。
- 教育委員会は、学校及び教育委員会の再発防止の取組状況を札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会に報告し、必要な改善を図る。

11 いじめの認知及び解消について

- (1) 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、学級担任などの個人に委ねず、「いじめ防止対策委員会」で判断することを徹底する。
- (2) いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- (3) いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、「いじめ防止対策委員会」において行う。
- (4) 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、「いじめ防止対策委員会」において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童生徒ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針 最終改定 平成29年3月14日 P30~31】

12 方針の点検・評価

- (1) 「学校評価アンケート」（生徒・保護者）への位置付け
- (2) 学校評議員への諮問
- (3) P T Aへの説明と意見集約
- (4) 学校評価書への位置付け
- (5) 中間・年度末反省への位置付け

13 附則

平成27年8月31日施行

令和6年4月1日一部改正施行

令和7年3月21日一部改定

令和8年6月1日一部追加